

非常変災時における対応について

岐阜県立大垣北高等学校

◆ 気象警報発表時における対応について

岐阜地方気象台から、大垣市または生徒が居住する地域（市町村）に各種警報が発表された場合の対応は、以下のとおりとする。（なお、警報とは、気象警報のすべてが該当する。）

1 登校前に警報が発表されている場合

- (1) 大垣市に警報が発表されている場合、原則として自宅待機とする。警報が解除された場合は、下記（ア）（イ）（ウ）に従う。

- (ア) 始業時刻の2時間前（午前6時30分）までに解除された場合
・・・通常通りの授業を行う。
- (イ) 始業時刻の2時間前より午前11時までに解除された場合
・・・解除後2時間を経てから授業を開始する（受ける）。
- (ウ) 午前11時以降に解除された場合
・・・当日の授業を中止し、自宅学習とする。

- (2) 生徒が居住する地域及び通学経路の地域に警報が発表されているが、大垣市に警報が発表されていない場合、学校では通常授業が行われるが、当該生徒は公欠扱いとなるので学校に連絡を入れる。
- (3) 警報が解除された場合は、上記（1）の（ア）（イ）（ウ）に従う。ただし、上記（1）の（ア）（イ）の場合であっても、道路の冠水や河川の増水等により登校が危険な場合や、公共交通機関の停止、自宅の被害が著しい場合は、登校には及ばない。当該生徒は公欠扱いとなる。
- (4) 大垣市もしくは西濃地域に警報発表が予想され、登校に危険があると判断される場合は、学校の判断により当日の授業を中止し自宅学習とすることがある。その場合、一斉配信メールにて指示する。

2 登校中に警報が発表された場合

- (1) 警報発表を知った時点で、自分の身が安全であるかを各自で判断し、以下の措置をとる。
- (ア) 直ちに安全な場所に避難する。
- (イ) 安全な方法で帰宅する。
- (ウ) 帰宅に危険があり学校に登校した方が安全であると判断した場合は登校し学校に待機する。
- (2) 上記（1）の（ア）（イ）の措置がとられた場合、生徒は必ず学校に連絡する。

3 登校後に警報が発表された場合

- (1) 警報発表中は、原則として学校待機とする。
- (2) 帰宅は警報解除後を原則とするが、保護者に直接引渡しができる場合は帰宅を認める。その場合、生徒は帰宅後直ちに学校に連絡する。
- (3) 学校待機により下校時刻を変更する場合、一斉配信メールにて保護者へ連絡する。
- (4) 警報解除後、気象状況（台風の場合；中心位置、規模、進行速度、方向等）、公共交通機関の状況、道路の状況等を判断して、生徒が安全に帰宅できると認めた場合、速やかに下校させる。その場合は一斉配信メールにて保護者に連絡をする。また生徒は、自宅へ到着したら直ちに学校に連絡する。
- (5) 警報発表が予想される、または発表直後において、気象状況、公共交通機関の状況、道路の状況等を判断して、生徒が安全に帰宅できると認めた場合、当日の授業を中止して速やかに下校させることがある。その場合は上記（4）と同様の方法で家庭との連絡、報告を行う。

◆ 地震発生時における対応について

西濃地区又は岐阜地区のいずれかの地区で震度5弱以上を観測する地震が発生した場合の対応は、以下のとおりとする。

1 登校前に発生した場合（前日16：50～翌朝登校前）

- (1) 自宅待機を原則とする。
- (2) 休校及び授業開始等については、公共交通機関の運行、学校周辺、通学路上等の安全及び生徒の居住地域等の安全を学校が確認した後、一斉配信メールにより連絡する。ただし、一斉配信メールが使用できない場合には、自宅待機を原則とする。
- (3) 授業が行われる場合であっても、道路の陥没、土砂崩れ等により危険な場合や自宅の被害が著しい場合など、登校が困難な場合には登校には及ばない。当該生徒は公欠扱いとなる。

2 登校（下校）途中に発生した場合

- (1) 地震発生を知った時点で、自身が安全であるかを各自で判断して、以下の措置をとる。
 - (ア) 直ちに安全な広い場所に避難する。
 - (イ) 揺れが収まってから安全な方法で帰宅する。
 - (ウ) 帰宅に危険があり学校に登校した方が安全であると判断した場合は登校し学校に待機する。登校後は、下記「3 登校後に発生した場合」に準ずる。
- (2) 休校及び授業開始等については、公共交通機関の運行、学校周辺、通学路上等の安全及び生徒の居住地域等の安全を学校が確認した後、一斉配信メールにより示す。ただし、一斉配信メールが使用できない場合には、上記（1）の状態を継続する。
- (3) 上記（1）の（ア）（イ）の措置がとられた場合、通信が可能な生徒は学校に連絡する。

3 登校後に発生した場合

- (1) 学校待機を原則とする。
- (2) 学校は、公共交通機関の運行、学校周辺、通学路上等の安全及び生徒の居住地域等の安全を確認し、生徒が安全に帰宅できると認めた場合、速やかに下校させる。その場合は一斉配信メールにて保護者に連絡をする。また生徒は、自宅へ到着したら直ちに学校に連絡する。
- (3) 保護者に直接引渡しができる場合は帰宅を認める。
- (4) 学校待機により下校時刻を変更する場合、一斉配信メールにて学校から保護者へ連絡する。
※上記（2）（4）について、一斉配信メールが使用できない場合には、学校待機を原則とする。

◆ 南海トラフ地震臨時情報（「巨大地震注意」「巨大地震警戒」）発表時の対応について

南海トラフ地震臨時情報（「巨大地震注意」「巨大地震警戒」）が発表された場合であっても、本校では通常授業が実施される。（本校が土砂災害特別警戒区域に立地していないため）

ただし、臨時情報のうち「巨大地震警戒」情報が発表された場合は、以下の点に留意すること。

1 登校前（在宅中）に発表された場合

- (1) 自宅が土砂災害特別警戒区域に含まれる場合や、自宅の耐震性不足が危惧される場合は、避難場所や待機場所への移動など、自身の安全確保を優先する。
- (2) 避難場所や待機場所への移動などにより生徒の安全確保が確認された場合、登校の可否については校長が判断し学校から個別に連絡する。

2 登校（下校）途中に発表された場合

- (1) 後発地震に注意し、自身が安全であるかを各自で判断して登校（下校）する。
- (2) 後発地震が発生した場合は上記「◆ 地震発生時における対応について」に準じて行動する。

大垣北高校版

南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

学校が土砂災害特別警戒区域に立地していないため
通常授業を実施する

災害対策本部の設置

【参集メンバー】(注意情報の際はWeb会議)
◎学校長、教頭、事務部長(事務担当)、教務主任、生活充実部長、健康促進部長(防災担当)

【情報収集】

- <総括、教育委員会、近隣学校等との連絡>
→担当: 教頭、事務部長(事務担当)
- <TV、ラジオ、Webからの情報収集>
→担当: 教務主任
- <气象台、市町村防災部局からの情報収集>
→担当: 健康促進部長(防災担当)
- <交通機関、道路情報>
→担当: 生活充実部長

	M8.0以上の地震	M7.0以上の地震 ゆっくりすべり
登校前	巨大地震警戒 登校 ※後発地震に注意した行動を生徒に周知	巨大地震注意 登校 ※後発地震に注意した行動を生徒に周知
在校時	通常授業 ※学校内でのみ	通常授業 ※学校内でのみ
登校(下校)途中	登校(下校) ※後発地震に注意した行動を生徒に周知	登校(下校) ※後発地震に注意した行動を生徒に周知

状況に応じて、教育長が休業を決定する場合がある。その際は安全を確認した上で、自宅又は安全を確保できる場所に向けて下校する。自宅等の安全が確認できない場合は、学校待機とする

【通常授業実施の留意点】

- ①原則、身体の安全を確保できる場所に待機する生徒であること
(注)以下の確認を要する
 - ・自宅が土砂災害特別警戒区域に含まれるか否か
 - ・自宅が耐震性不足を危惧される住宅か否か
- ②避難所等、待機場所からの登校の可否については校長が判断する

南海トラフ地震臨時情報

緊急地震速報

【受信体制】

- 受信装置(FM回線自動放送)
- NHK等の公共放送にて受信(事務室)

【緊急地震速報(受信時～地震発生時)の対応】

- ・直ちに身の安全確保(低い姿勢、頭、首の保護)
- ・シェイクアウトを徹底する
- ※物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所で身を守る
- ・出入口の確保を行う
- ・大きな揺れ及びガラス飛散には十分に注意する

【大きな揺れがおさまり次第直ちに避難】

- ・落下物、飛散物、転倒物等に注意し、避難・避難誘導する
- ・できる限り、安全な避難経路を通り、避難場所へ避難・避難誘導する
- ・可能な限りヘルメットを着用し、慌てず避難・避難誘導する
- ・「おはしもち」の約束に従って、避難・避難場所へ誘導する
- ・大きな揺れ及びガラス飛散には十分に注意する
- <放送での指示か可能な場合>
放送:「生徒・職員は、安全に留意し●●へ避難してください」